

オーストラリアにおける事前開示制度：
ニューサウスウェールズ州「二〇〇一年刑事手続改
正(事前開示)法」の紹介

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田淵, 浩二 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008773

オーストラリアにおける事前開示制度

— ニューサウスウェールズ州「二〇〇一年刑事手続改正（事前開示）法」の紹介 —

田淵 浩 二一

〈目次〉

はじめに

- 一 NSW州の刑事司法制度の概観
- 二 従来の証拠開示制度
- 三 二〇〇一年刑事手続改正（事前開示）法
- 四 まとめ

はじめに

筆者は、二〇〇三年二月二日から三日にかけて「刑事事件

オーストラリアにおける事前開示制度

の処理と訴追過程の総合的研究」(平成一四年度科学研究費補助金(基盤A)、研究代表者・九州大学大学院法学研究院教授大出良知)の海外調査として、指信信立命館大学教授とともに、オーストラリア・ニューサウスウェールズ(NSW)州の訴追制度の調査を行った。NSW州はシドニー市のあるオーストラリアを代表する州のひとつである。この調査の際に、同州では「二〇〇一年刑事手続改正(事前開示)法」(二〇〇一年四月一八日成立、同年一月一九日施行)により、法律上、事前開示(Pre-trial Disclosure)制度が導入されたことを知った。新たな準備手続の導入は、日本においても刑事裁判の充実・迅速化に向けた刑事司法改革の重要項目であり、参考までに、調査資料を下に同州の証

披開示制度の概要を紹介することにした。なお、今回の調査は指宿氏が企画し、これに田淵が参加したものであるが、本稿の内容は田淵が責任を負う。

一 NSW州の刑事司法制度の概観

まず、事前披開示制度を紹介する前にNSW州の刑事司法制度を概観しておく。オーストラリアは六つの州 (New South Wales, Western Australia, Queensland, South Australia, Tasmania, Victoria) と二つの特別自治区 (Northern Territory, Australian Capital Territory) からなる連邦制の国である。州は実体刑法を含めた刑事法を制定する権限を有しており、州毎に裁判所法、刑法、刑事手続法等の法律がある。また、連邦法上の犯罪に対しても事件が訴追された法域の手続法が適用される。

(一) 裁判所の種類と管轄

1 地区裁判所 (local court)

「略式手続」(summary procedure) の対象犯罪 (交通犯罪、軽窃盗、暴行脅迫等の比較的重くない犯罪) につき、第一審とし

ての管轄権を有する他、正式起訴対象犯罪の「予備審問」(preliminary hearing) が行われる。また地区裁判所内には、少年裁判所 (一八歳未満の犯罪少年が対象) が設置されている。

2 地方裁判所 (district court)

「正式起訴」(indictment) を要する犯罪の大半につき、第一審としての管轄権を有する。刑事公判は陪審制が採用されている。また、地区裁判所からの上訴事件を取り扱う。

3 州最高裁判所 (supreme court)

謀殺罪等、特に重い犯罪の第一審としての管轄権を有する。また、同裁判所内には「刑事控訴裁判所」(criminal appeal court) が設置されており、正式起訴事件の上訴事件を取り扱う。

4 連邦最高裁判所 (high court)

連邦最高裁判所は、オーストラリア憲法との適合性や州間の問題だけではなく、刑事法の解釈など純粹に州内の問題についても最終審としての管轄権を有する。上訴は、重要な法律問題につき、最高裁判所の特別の許可により認められる。

(一) 刑事手続の流れ

1 訴追

捜査権限は警察のみが持つ。「訴追」(charge)は、通常、警察の逮捕により、または地区裁判所に対する「訴追請求」(information)に基づき「召喚状」(summons)が発布されることにより、開始する。訴追請求は誰でもできる。少年に対する訴追請求は少年裁判所により受理される。

2 保釈

保釈には、警察による保釈と裁判所による保釈の制度がある。警察による保釈は逮捕直後から可能である。裁判所による保釈は、逮捕後または召喚状に基づき、最初に治安判事の下へ出頭以降可能である。いずれの場合も、保釈の可否の決定においては、逃亡のおそれの他に、証人への干渉、再犯の危険等が考慮される。犯罪統計調査局編「二〇〇一年NSW州刑事裁判所統計」(<http://www.lawlink.nsw.gov.au/boosart.nsf/pages/courtstatsindex>)によれば、各裁判所の終局処理人員中、最終的に保釈請求が認められなかった者の割合は、地区裁判所では五・九%に過ぎないのに

オーストラリアにおける事前開示制度

対し、地方・州最高裁判所では四〇・六%とされる。

3 予備審問

正式起訴対象事件は、警察から公訴局に引き継がれる。公訴局により証拠が十分であり、かつ訴追相当と判断された事件は、予備審問にかけられる。予備審問は、治安判事の主宰のもと訴追者、被告人および弁護人が出席して行われる。予備審問において、証人尋問や反対尋問を行うこともできるが、警察が作成した供述録取書の取調べて済まされることが多いようである。予備審問で有罪答弁が行われた場合は、「量刑付託決定」(committal for sentence)が行われる。略式手続との選択が可能な正式起訴対象犯罪については、略式手続への変更が行われる事件も多い。予備審問の結果、治安判事により証拠の十分性が確認されれば、「公判付託決定」(committal for trial)が行われ、公訴局により正式起訴の手続が取られる。ただし、この場合であっても、公訴局長はなおも事件を不起訴にする裁量を持つ。

NSW州公訴局の年報 (<http://www.odpp.nsw.gov.au/reports/annual01-2002.pdf>)によれば、二〇〇一年七月〜二〇〇二年六月の年度における、予備審問の処理件数六三八一件であ

り、うち、公判付託決定二〇四七件、量刑付託決定一四六五件、略式手続への変更一〇二七件、不訴追決定二八九件、手続打切り三九五件、その他一一五八件とされる。

4 略式手続

略式犯罪および略式手続による処理が可能な正式起訴対象犯罪で略式手続の選択が行われたものは、地区裁判所に両当事者が出頭のもと、単独の治安判事 (magistrate) により審理が行われる。公訴局は略式手続も警察から引き継ぐことができるが、通常は警察の訴追者に任されるようだ。略式手続により科すことのできる刑罰の上限は類型毎に法定されており、最高でも自由刑で二年、自然人に対する罰金刑で一〇〇日単位を超えることはできない。

5 弁護人依頼権

被訴追者は法律家の援助を受ける権利を有する。被逮捕者の取調べの際は弁護士との事前の相談、立会いを求めることができる。しかし、実際に捜査段階で弁護人が選任されることは少ないようである。

公的弁護制度としては、州政府による公設弁護人制度がある。

二〇〇三年三月現在、NSW州の公設弁護人事務所には州政府に雇われた三人の常勤の公設弁護人と二人の非常勤の公設弁護人が勤めている。公設弁護人は、法律扶助協会 (Legal aid) や原住民リーガルサービス連合 (COALTS)、民間法律事務所ソリシター等からの依頼を受けて、重大な刑事事件の弁護サービスを提供している。サービスは、①州最高裁または地方裁判所における公判審理、量刑、アレインメントの手続、②上訴手続、③地区裁判所における予備審問やいくつかの刑事事件および少年裁判所の刑事事件の審理並びに④これらの手続に付随する手続に対して行われる。

その他に、法律扶助委員会 (Legal Aid Commission) が、地区裁判所にデューティ・ソリシターを待機させたり、刑事に関する法律相談や援助を行っている。さらに、法律扶助協会の少年法律サービスが、少年裁判所における代理やその他の法的援助を提供している。

6 罪状認否手続および訴追取引

正式起訴後の罪状認否手続 (arraignment) において有罪答弁が

行われれば、量刑手続に移行する。有罪答弁は公判審理の途中からでも可能である。有罪答弁後の量刑手続には、合意事実を記載した書面と量刑に関連する証拠が提出される。

訴追側との「訴追取引」(charge bargaining)は、通常、アレイメント時またはその前の段階で開始されるそうだ。当事者と裁判官との間で量刑の交渉が行われることはないが、裁判官は早期の有罪答弁を、刑の相場の10%〜25%の範囲で量刑上有利な事情として考慮できる。

7 公判

正式起訴事件は陪審公判が原則であるが、被告人は訴追者の同意のもと、陪審公判を選択しないことができる。裁判所は、検察官による「一応の立証」(犯罪成立要件を立証可能な証拠の提出)が行われなければ、直ちに無罪とし、「一応の立証」が行われれば、被告人に反証の機会を付与しなければならない。立証後、検察官による論告と弁護側による最終弁論が行われる。陪審裁判の場合は、その後で裁判官が双方の主張立証を要約し、法律の説示を行う。

犯罪統計調査局編「二〇〇一年NSW刑事裁判所統計」によ

オーストラリアにおける事前開示制度

れば、地方・州最高裁における第一審の結果別処理人員は、三七三三人中、公判審理七九六人(二一・三%) (うち、全起訴事実につき無罪・棄却等三九八人(一〇・七%)、有罪(含む一部有罪)三六七人(九・八%)、その他三二人(〇・八%)、量刑のみ(含む審理中の有罪答弁)一三九〇人(六四・〇%)、打切り三六八人(九・九%)、全起訴事実につきその他の処理一九七人(四・八%)とされる。

8 証拠法

被告人は無罪が推定されており、検察官は犯罪事実につき合理的疑いを超える証明を行う責任を負う。被告人から抗弁事由が主張された場合、原則として検察官は、抗弁事実の可能性につき合理的疑いを超えて否定する責任を負う。ただし、例外的に被告人が抗弁事実につき立証の義務を負う場合がある。検察官が自白に依拠しようとする場合は、自白が任意に行われたことがより蓋然的であることを証明しなければならない。任意に得られた自白であっても、違法または不公正に得られた自白は排除される。自白の補強法則は存在しない。証拠法には伝聞法則に関する詳細な規定が設けられている。

9 量刑

陪審は量刑に関与しない。量刑のみに関連する証拠は、有罪判決の後でなければ提出できない。有罪判決の後、量刑に関する審理が行われる。被告人に前科がある場合を除き、量刑審理において訴追者が新たな証拠を追加することは稀とされる。反対に通常、弁護側からは有利な情状証拠が提出される。なお、オーストラリアでは死刑は廃止されている。

犯罪統計調査局編『二〇〇一年NSW州刑事裁判所統計』によれば、実刑者数一七九七人で、実刑率は男六七・七%、女五四・六%となっている。また、平均最低受刑期間(仮釈放が認められない期間)は男二五・九月、女二〇・〇月である。

10 上訴

略式事件に対して、被告人は法律問題および事実問題(裁判所の許可による)を理由に上訴可能である。これに対して訴追側は、法律問題のみを理由に上訴可能である。

正式起訴事件に対して、被告人は法律問題および事実問題(裁判所の許可による)を理由に上訴可能である。検察官は量刑上訴

のみが可能である。

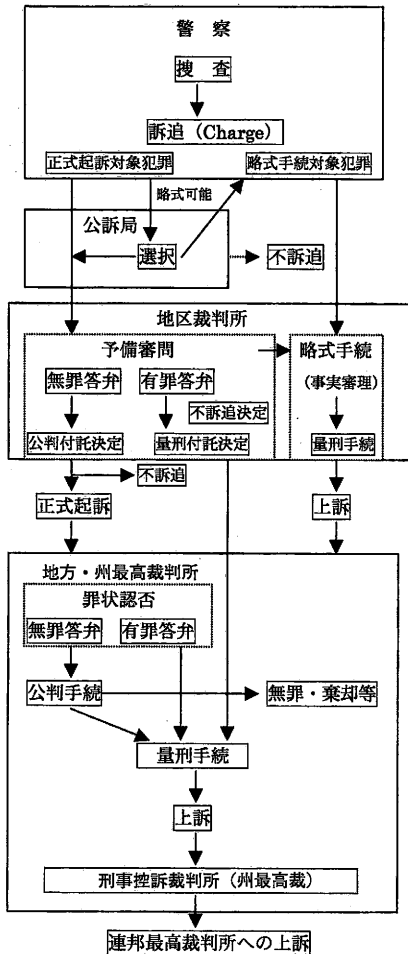
連邦最高裁への上訴は、重要な法律問題が認められれば特別の許可により可能である。

11 犯罪被害者

被害者には手続に関する情報が通知され、適切な支援が提供される。検察官は被害者の意向に配慮するが、被害者の意向がそのまま反映されるわけではない。事実審理で有罪とされた場合、犯罪被害者は、量刑手続の証拠として犯罪被害の影響を記した「被害者影響陳述書」(victim impact statement)を提出できる。ただし、NSW州の現行法では、この書面に被告人の人格を攻撃する文言や被害者の量刑に対する意見を記載することはできない。

図1：オーストラリアNSW州の刑事司法制度

オーストラリアにおける事前開示制度



地区裁判所結果別処理人員 (2001)

総数：133,150

- ・事実審理あり：17,770 (13.3%)
 - ①完全無罪・棄却等：5,325 (4.0%)
 - ②有罪(含む一部有罪)：11,666 (8.7%)
 - ③その他：880 (0.7%)
- ・事実審理なし
 - ④みなし有罪：32,680 (24.6%)
 - ⑤棄却等：8,315 (6.2%)
 - ⑥量刑のみ：72,192 (64.2%)
 - ⑦その他の処理：2,193 (1.6%)

予備審問 (2001.7～2002.6)

- ・受理件数：6,657 件
- ・処理件数：6,381 件
 - ①公判付託決定：2,047 件
 - ②量刑付託決定：1,466 件
 - ③略式手続への変更：1,027 件
 - ④不訴追決定：289 件
 - ⑤打切り：395 件
 - ⑥その他：1,158 件

地方・州最高裁判所結果別処理人員

(2001)

総数：3,733 人

- ・事実審理あり：796 (21.3%)
 - ①完全無罪・棄却等：398 (10.7%)
 - ②有罪(含む一部有罪)：367 (9.8%)
 - ③その他：31 (0.8%)
- ・事実審理なし
 - ④量刑のみ：2,390 (64%)
 - ⑤打切り：368 (9.9%)
 - ⑥その他の処理：197 (4.8%)

二 従来の証拠開示制度

オーストラリアでは、訴追側にはコモンロー上の証拠開示義務が肯定されてきた。また、公訴局長ガイドラインや各法律家団体の職業規範 (professional rule) には、詳細な訴追側証拠開示の規定が設けられており、おおむね遵守されてきたとされる。他方、弁護側の開示義務については、いくつかの法律に若干の個別規定が設けられていたに過ぎない。そこで本節では、まずこれらの各種ガイドライン類および法律の個別規定を概観したい。

(一) コモンロー上の証拠開示義務

オーストラリアの連邦最高裁や州最高裁は、イギリスの判例も引用しながら、訴追者の公正義務の一部として、証拠開示義務を肯定してきた。コモンロー上、訴追者は、すべての不利益証拠、訴追側および弁護側の主張に関連しうる資料、訴追側証人の反対尋問に役立ちうる情報を開示する義務を負っている。また、訴追者は、すべての重要証人を召喚するか、召喚できない場合はその理由を示す義務がある。

もっとも、コモンロー上、証拠開示は当事者間の問題であり、

裁判所は開示命令により直接、開示を強制する権限をもたない点に注意を要する。また、コモンロー上の開示義務違反は直ちに手続を不公正にするものでなく、不開示により証拠を利用できなかったことが、「司法過誤」(miscarriage of justice) をもたらしたといえるか否かが、上訴による救済の基準になる。

(二) 各組織のガイドラインおよび規範

1 NSW州公訴局長ガイドライン

訴追者の公正義務を満たすためのコモンロー上の開示義務は、公訴局長ガイドラインにより、より広い形で具体化されている。NSW州の「公訴局長方針およびガイドライン」は、「一九八六年公訴局長法」に基づき公訴局が業務を開始した一九八七年に公表された。州または公訴局長に代わり業務を行う「訴追者」(検察官、訴追者としての他の法廷弁護士および公訴局ソリシター)を対象にしている。一般に、公訴局職員や検察官はガイドラインを遵守しているとされる。ガイドライン一が証拠開示に関する一般的指針を定める他、付則Dにおいて警察から公訴局への開示ルールが定められている。その他の箇所にも開示に関する文言が

盛り込まれており、以下、関連部分を紹介する。

ガイドライン一〇…証拠開示

ガイドライン一〇は、証拠開示の範囲に関する一般的基準を定めている。これによれば、訴追者は、被告人に対して、公判において生じることが予想される何らかの争点に関連すると合理的に考えられる、あらゆる事実および情況並びにあらゆる証人の身元を、完全開示する継続的義務を負う。証人の以前の不一致供述（相談中の発言や被害者影響陳述書中の発言も含む）も開示する義務がある。開示対象か否かの判断において戦術的考慮の余地はない。

このように、開示対象は被告人に有利・不利を問わず何らかの争点に関連する事実にまで広く設定されているため、捜査の適法性に関する情報も、原則として開示されなければならないと解されている。また、開示の際は「完全開示」が要求されており、証拠の所在や証人の連絡先の通知だけではなく、供述証拠の写しを提供しなければならない。さらに、開示義務は手続が係属している間は、有罪宣告の後まで存続する。

例外的に、訴追者が、公共の利益に基づく免責や個人の生命身

オーストラリアにおける事前開示制度

体に対する危険の防止など、優越する司法の利益を理由に開示しない場合は、公訴局長または公訴局次長の承認を得なければならない。

ガイドライン一五…証人

訴追者は、原則として立証上重要なすべての信用できる証人を召喚しなければならない。証人が明らかに信用できないことを証明できる事情があるため召喚しない決定を行った場合、訴追者は、不適切でなければ当該証人を利用可能にすることにより、弁護側がその証人を召喚することを助けなければならない。単に供述内容に訴追側の主張と一致しないところがあるというだけでは召喚しない理由にならない。争いのない、単なる重複証人は召喚される必要はない。検察官が召喚してしかるべき証人を召喚しない判断をした場合は、公判の前に合理的な期間の余裕をもって、召喚しない理由を被告人に通知しなければならない。

訴追者は、①訴追側証人の前科、②訴追側証人の信用性を反映しており、それに基づいて反対尋問を行えば、証人の信用性に実質的な影響を及ぼすことを合理的に期待しうる、その他の事項、および③刑事免責（訴追免除または証拠不使用の約束）に基づく

証言であるときはその事実を、事前に開示する義務を負う。

ガイドライン一六…情報提供者

公訴局は、目撃者および被害者以外の者で、被疑者との直接の接触を通じて得た知識を提供することによって捜査機関に協力を行っている「情報提供者」のリストを保有し、情報提供者を証人として召喚する場合は、情報提供者リストをもとに、情報提供者の証言の信用性に影響を与え得る所定の情報を開示しなければならない(公共の利益を理由とする開示義務の免除の対象となりうる)。

〈開示対象情報〉

情報提供者の犯罪記録／警察または矯正機関が、情報提供者の信用性評価に役立つ情報、とりわけ、動機、被告人に対する以前の反感敵意、矯正機関による有利・特別な処遇、精神状態・精神的安定性、公務員が情報提供者のために与えた証拠や報告書の提出先(裁判所や仮釈放委員会など)／何らかの金銭やその他の利益が要求、申出または提供されたか否か／情報提供者が協力時に拘禁中であつたか否か／刑事免責が約束または要望されたか否か／協力の見返りに刑が減軽されたか否か／情報提供者が証拠を提

供しまたは証拠の提供を申し出ている、その他の刑事手続が現在または過去にあるか。

付則D…警察による開示

ガイドライン付則Dは、警察が事件送致の際に作成する証拠摘要に含まれていない資料を公訴局長に通知させるためのガイドラインを定めている。それによれば、

警察は証拠摘要に加えて、事件につき訴追側または弁護側のいづれかにとって関連性を有するかもしれない、提案された証人に関するものも含めた、あらゆる書類、資料およびその他の情報の存在を公訴局長に通知し、要請に応じて開示する義務を負っている。

以上の開示手続が取られたことの証明書が、警察から公訴局長に提出されなければならない。

なお、この「開示証明書」には、証拠摘要に含まれていない、関連する「機密資料」および「非機密資料」があるかどうか、並びに証人としての召喚を提案したい情報提供者がいるかどうかも記載される。「非機密資料」は、公訴局により「開示一覧表」に記載され、被告人の求めに応じて開示される。

警察により「開示証明書」に「機密資料」としてリストアップされた情報および資料については、たとえ公訴局には直接または間接に開示されていたとしても、警察との事前協議を行うことなく、弁護側に開示することはできない。意見が分かれた場合は、最終的に公訴局長または公訴局ソリシターが決定するが、警察から公共の利益による開示義務の免除が請求された場合は、その結論に従わなければならない。

〈機密資料の例示〉

情報提供者の身元に関する資料／身元が判明すれば暴行または脅迫の危険にさらされるかもしれない証人の身元に関する資料／その他の犯罪の実行を促進するかもしれない資料／内容が開示されないという条件のもと提供された供述／被告人以外の者によるその他の犯罪または、その者に対する重大な嫌疑に関する供述／供述者に関する私的かつ秘密の詳細事項を含む供述、および（または）、家庭内の不和の危険を生じさせるかもしれない供述／いまだ訴追の対象となっていない犯罪に関して被告人および（または）証人である情報提供者によりなされた不利益事実の承認（admission）／警察による盗聴場所の位置を明らかにする情報／警察の捜査方法を明らかにする重要事項／開示されれば矯正施設

オーストラリアにおける事前開示制度

設等の安全、紀律または良好な秩序に悪影響を及ぼしうる情報／国の安全に関するもの。

付則H・量刑手続における弁護側証拠の開示

ガイドライン付則Hは、二つの弁護士会（Bar Association および Law Society）との合意の下で作成された、量刑手続において弁護側が提出する証拠の開示について定めている（ガイドライン二二）。

これによれば、量刑手続において弁護側が提出する予定の書類の写しは、少なくとも裁判所による量刑審理の二就業日前に、公訴局に提供されなければならない、これが守られなければ、訴追者は量刑手続への証拠法（一九九五年証拠法四条二項および三項）の適用を申請できる。

証拠法の適用が認められれば、量刑資料に対して証拠能力に関する通常の規定が適用され、とりわけ伝聞証拠は排除されることになる。

証拠法適用の申請が認められなければ、量刑審理期日の延期を求めることができる。

量刑審理期日の延期が認められなかった場合は、量刑資料を審

査することは不可能であるので、裁判所がそれをあまり重視しないことを提案できる。

弁護側の書類の写しが事前に提供された場合は、公訴局は少なくとも量刑審理の二四時間前に、弁護側に対して書面で、弁護側書類の作成者に対する反対尋問を要求するかどうかを通知しなければならぬ。

弁護側の書類の写しが事前に提供されなかった場合は、訴追者は提供された書類の写しを訴追者用ファイルに保存し、特定の事件においてまたは無作為に、審理の後にそれらの書類の真正の証明を求めなければならない。

2 NSW州パリスター規範およびNSW州法律協会ソリシター規範

オーストラリアは法曹一元制度の国であり、公訴局職員の法律家はパリスター(検察官の場合)またはソリシターの身分を有している。そこで、公訴局長ガイドラインだけでなく、それぞれの法律家団体の職業規範に従う義務を負っている。職業規範違反は各団体による懲戒理由になる。NSW州パリスター規範六二ないし七二およびNSW州法律協会ソリシター規範A六二ないしA七

二は、訴追者の義務を定めており、そこに証拠開示義務に関する規定も含まれている。両者の内容はほぼ共通しているため、以下、パリスター規範に沿ってその概略を説明し、異なる点についてのみ、ソリシター規範も紹介する。

rule 62. 訴追者は、裁判所が真実に到達することを公正に援助し、中立的に、関連する証拠全体を明瞭に裁判所に顕示しなければならぬ。

rule 66.

訴追者は相手方に対して、可能な限りすぐに、訴追者が利用可能な、または訴追者が被告人の有罪または無罪に関連する証拠となりうると認識した、あらゆる資料(その資料との関係で見込まれる証人の氏名および発見手段を含む)を開示しなければならぬ。ただし、次の場合はこの限りでない。

(a) そのような開示、または完全開示が、当該手続における高潔な訴訟運営または関係者の安全に対する深刻な脅威になる可能性があり、かつ

(b) 訴追者が合理的根拠に基づき、この脅威が、そうした開示

または完全開示を、法律実務家である相手方に限定し、この者の依頼人またはその他の者には特定の資料を開示しないという約束を含むような、適切な条件を課すことによっては、回避できないであろうと信じるとき。

rule 66A.

規範六六により相手方に資料を開示しない決定をした訴追者は、以下のことを検討しなければならない。

- (a) 被告人の防御が開示のために不利益を被る可能性があるか否か、
- (b) その資料が関連性をもつ被告人に対する訴追を取り下げべきか否か、および
- (c) 被告人は、その資料が関連しないより軽い起訴事実により、訴追されるべきか否か。

rule 66B.

訴追者は、立論の一部として下記に該当する証人をすべて召喚請求しなければならない。

- (a) その証言が許容され、かつ全体像を明らかにするために必

オーストラリアにおける事前開示制度

要である証人、

- (b) その証言が、なんらかの争点と関連する許容できる証拠を提供しうると訴追者が信じる、合理的根拠を提供する証人、
- (c) その証言または供述証拠が予備審問手続において使用された証人、および

(d) 訴追側の立論の準備または実施の際に、その者から供述証拠を獲得できた証人

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (e) 相手方が特定の証人を召喚しないことに同意したとき、
- (f) 特定の証人が許容される証拠を示すことのできる唯一の事柄が、被告人のための事実の承認によって処理されたとき、または
- (g) 訴追者が、既に他の証人によって十分に立証されている点を立証するために特定の証人を召喚することにより、当該事件の訴訟運営が支障を被ると信じる合理的根拠があるとき。

なお、

- (h) (a) から (d) に該当する特定の証人であっても、訴追者が、当該証人は被告人の仲間であるため、その者の証言は明らかに信用できないと信じる合理的根拠があるときは、そ

の証人の証拠を取り寄せる義務はない。

(i) 訴追者は、(f) (g) および (h) のいずれかの理由により証人を召喚する意思のない場合は、可能な限りすぐに、その判断に至った理由と共に証人の身元を相手方に通知しなければならぬ。

さらに、ソリシター規範では、次の条項が追加されている。

(j) 訴追者は、(h) の理由により召喚する意思のない証人であっても、相手方から反対尋問を行う目的で召喚の要請があれば、その証人を召喚しなければならない。

rule 67.

訴追者は、自己の利用可能な一定の資料が違法に獲得されたかもしれないと信じる合理的根拠のある場合、ただちに次の措置をとらなければならない。

(a) 訴追者がその資料を使用するつもりかどうかを相手方に通知すること、かつ

(b) それが書類形式である場合は相手方に資料の写しの利用を可能にすること。

さらに、ソリシター規範では、次の条項が追加されている。

(c) 相手方に、当該資料が違法または不適当な方法で獲得されたと信じる理由を通知すること。

(三) 個別規定

1 証拠摘要 (brief of evidence) の提供

一九〇二年裁判所法六六B条一項は、「訴追機関によって訴追された所定の略式犯罪に対して被告人が無罪を答弁したときは、訴追機関は、六六B条にしたがって裁判所が他の命令をしない限り、被告人に当該犯罪にかかわる証拠摘要の写しを提供し、または提供させなければならない」と定めており、同条二項は「証拠摘要の写しは少なくとも訴追側の証拠調べが行われる一四日前に提供されなければならない。ただし、被告人がそれよりも短い期間に同意する場合、または裁判所の意見として、事案の状況からその他の期間が必要である場合はこの限りでない」と定める。

この証拠摘要は、訴追者が公判に提出予定の証拠に関する書類であり、訴追者の召喚予定者の供述証拠や、この供述証拠に証拠物として記載されている書類または物が含まれる(証拠物の写しが不可能または困難であるときは、閲覧させることで代替可能)。裁判所は、証拠摘要の提供を求めることのできない止むを得な

い理由がある、または、被告人に対して合理的な方法で提供できないだろうと判断した場合は、証拠摘要の写しの全部または一部を提供する必要はないことを命じることができる（六六E条）。

なお、正式起訴対象犯罪で略式手続の選択が行われた場合も同様である。そうではない正式起訴犯罪の場合は、治安判事による予備審問が訴追側証拠の開示機能を果たしている。

2 アリバイ、責任無能力の事前告知義務

一九八六年刑事手続法は、四八条および四九条において、例体的に被告人の開示義務を定める。

四八条はアリバイの告知に関する規定であり、正式起訴事件に対して適用される（一項）。被告人は、所定の期間が終る前に、アリバイの主張の詳細を告知するのではなく、裁判所の許可なく、アリバイを支える証拠を提出することはできない（二項）。加えて、被告人がアリバイの主張を支える証人を申請する場合は、その者の氏名および住所、または、被告人が告知時にその者の氏名または住所を知らない場合は、被告人が保有する、その者を発見するのに役立つ何らかの情報を告知に含めるのでなければ、裁判所の許可なく、アリバイ証人の申請はできない（三項a）。

オーストラリアにおける事前開示制度

これらの告知は、公訴局長に対して書面で行われなければならない（七項）。

また、四九条は謀殺罪の事件に限り、被告人に精神障害による責任無能力の主張につき告知義務を課す（二項）。加えて、この主張を支える証人を申請する場合は、その者の氏名および住所並びにその者によって与えられる証拠の詳細について、事前に告知しなければならない（二項）。これらの告知もやはり公訴局長に対して書面で行われる（五項）。

3 伝聞例外証拠の事前告知義務

一九九五年証拠法六七条は、一定の伝聞例外証拠を申請する際は、相手当事者に対して事前に書面で、どの例外規定に該当する伝聞証拠を使用するかを告知する義務を課している。

三 二〇〇一年刑事手続改正（事前開示）法

（一）改正の経緯

1 一九九七年のNSW州法務総裁の諮問
一九九七年八月一日、NSW州法務総裁は、同州の法律改正委

員会に対して、黙秘権に関する法律の見直しを諮問した。その背景には、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドにおいて「一九九六年刑事手続・犯罪捜査法」により、訴追側および被告側の事前開示制度が導入され、またピクトリア州は既に一九九三年刑事(刑事公判)法により、広範な事前開示制度を導入していたことがある。

具体的には次の事項の検討が指示された。

- ・ 黙秘権はそもそも認められるべきか否か
- ・ もしそうであるとすれば、黙秘権の行使から引き出すことが可能にされるべき推論の種類
- ・ 一九九五年証拠法二〇条の運用状況
- ・ 弁護側の防御の種類やそれを支える証拠の義務的事前開示制度の導入の是非
- ・ 現行法上の、アリバイに関する開示を含む、弁護側の義務的開示規定の運用状況
- ・ 訴追側の事前開示に関する現行法の立場の変更の是非
- ・ およびその他の関連事項

2 二〇〇〇年法律改正委員会調査報告書

諮問に対してNSW州法律改正委員会は、まず二〇〇〇年八月二八日付けで、黙秘権と事前開示の実態に関する調査報告書 (Research Report 10 (2000) - The Right to Silence and Pre-Trial Disclosure in New South Wales) を公表している。調査は各法曹関係者に対するアンケートの形式で行われた。調査結果の要約によれば、

- (1) 警察の取調べにおける黙秘権行使の実態について、
- ・ 大多数のケースにおいて、警察による取調べ中、被疑者が黙秘することはないが、時々は黙秘することがある。
- ・ 警察による取調べ中、黙秘した被疑者の中には法律家の助言を受けた者もいるが、ほとんどは受けていない。
- ・ 警察による取調べ中、黙秘した被疑者がこの段階で法律家の助言を受けている場合、被疑者の弁護人は、一般に依頼者に対して黙秘するよう助言している。
- ・ 警察の取調べ中、黙秘した被疑者が訴追された場合、黙秘が無罪答弁や答弁を行わない判断に結び付いたときもあるが、大多数のケースではそうではなかった。
- ・ 陪審において警察による取調べ中の黙秘が無罪に結び付いたと

きもあるが、大多数のケースではそうではなかった。

・被疑者の弁護士が警察による取調べ中、黙秘するよう依頼者に助言した理由として最も多かったのは、容疑に関する警察の開示不足からくる戦術的なものであった。その他の共通の理由としては、証拠が不十分であるため、あるいは、警察によりいずにせよ訴追することが示唆されたためというものであった。

・さらに時間的制約から依頼人からの十分な説明を受けることができないため、黙秘以外の助言をすることができなかったという報告も共通してなされた。

・また、依頼人が警察の質問を理解し、答える能力上の問題から、黙秘が助言される傾向もある。

(2) 警察および訴追者の事前開示について

・警察から訴追者への開示は一般に十分であったと報告されているが、弁護士の報告では、警察から訴追者への開示に対する満足度が、その他の調査対象よりも低かった。

・警察から訴追者への開示が不十分であったケースでは、その原因として、警察による意図的な情報隠匿というよりも、資源、教育および行政的要素によるものと報告されている。

オーストラリアにおける事前開示制度

・ほとんどの報告では、訴追側から弁護士への開示は一般に十分であったが、いくつかの改善の余地もあったとされている。

・訴追側開示が不十分であった原因としては、警察から訴追者への不開示によるもの、資源や行政上の問題によるものという報告があった。

・警察および訴追者の事前開示は刑事司法制度の効率を改善したという報告が広くみられた。

(3) 弁護側の事前開示について

・アリバイおよび精神障害による責任無能力の主張の義務的告知については、高度な法令遵守性が報告されているが、多くの訴追者は、弁護側が要求された期限内にアリバイ告知を行うことはなかった、あるいはほとんどなかったと報告している。

・ほとんどの報告によれば、弁護側は一般に自発的に自己の主張に関する重要な情報を、事前に開示することはしない。

・弁護側が自発的に開示したケースでは、刑事司法制度の効率が改善したと報告されている。

・ほとんどの報告によれば、普通「闇討ち的」防衛は行われないとされる。

・「闇討ち的」防御が行われたケースでは、それは大多数の場合、無罪に結び付かなかったが、無罪になったこともあると報告されている。

(4) 事実審理における黙秘権について

・被告人が事実審理において黙秘をすることは稀であると報告されている。

・事実審理において黙秘したほとんどの被告人は、この段階で弁護人が付いている。

・被告人が事実審理において黙秘する場合、ほとんどの弁護人は依頼者にそうするよう助言したと報告されている。

・陪審において、被告人の事実審理における黙秘が無罪につながった事件もあるが、大多数の事件ではそうならなかったと報告されている。

・弁護人が事実審理において黙秘を助言するもっとも多い理由は、依頼者に証人としての役割はあまり期待できないだろうという懸念によるものであった。

3 二〇〇〇年法律改正委員会最終報告書

諮問に対して法律改正委員会は、二〇〇〇年一〇月に最終報告書 (Report 95 (2000) 'The Right to Silence) を公表し、その中で一五の勧告を行った。

報告書における主な勧告の内容と理由は以下のとおりである。

(1) 警察の取調べにおける黙秘権について、

勧告1

黙秘の事実から、罪責や当事者の主張の信用性に対する不利益な推認を行うことを禁止した、NSW州一九九五年証拠法八九条が維持されるべきことを勧告する。

その理由として、①黙秘権は、訴追側が挙証責任を負うという基本的要求と被疑者の必要的保護からくる重要な帰結であって、これを修正することは、国の権力と市民の自由との間の適切な関係に関する基本原則を崩すものであり、この傾向は、法に基づく裁判所による事実審理を警察署における事実審理によって代替することに、さらに悪化すること、②実態調査においても、黙秘権が真犯人である被疑者に広く濫用されており、真犯人の訴追

や有罪を妨げているという主張は根拠を欠くこと、③イギリスの一九九四年刑事司法・公共秩序法は、被疑者が質問を受ける前にソリシターと相談する機会を与えられた場合にのみ、不利益推認を許容しており、ヨーロッパ人権裁判所もマレーイ事件 (Murray v United Kingdom [1992] 22 EHRR 29) において、黙秘権を変更する上では、警察による取調べの初期段階で法律家による助言を得ることができ、とりわけ大切であることを述べているが、NSW州の法律扶助基金の現状では、必要な助言を行えるだけのデューティ・ソリシターを用意することは不可能であることが指摘されている。(報告書 2.138, 2.139)

(2) 訴追側の事前開示について

勧告 2

現行の訴追側事前開示要件に加え、訴追側には以下の資料および情報の開示が要求されなければならない。

- (a) 公判において訴追側申請予定の専門家証人の全報告書。一般準則に従い、報告書には準備のために依拠した資料を明示しなければならない。

オーストラリアにおける事前開示制度

- (b) 弁護側専門家証拠が開示された場合は、そのいずれかの部分を争うか否か、争うとすれば、いかなる点を争うか。
- (c) 弁護側専門家証人に対する反対尋問を求めらるか否か。反対尋問を求めめる場合は、合理的期間内に告知されなければならない。

- (d) 告知された弁護側申請予定の証拠物につき、その出所、真実または保管の連続性などを争うか否か。
- (e) 弁護側から図表の使用の告知がなされた場合は、その許容性または正確性のいずれかを争うか否か。
- (f) 告知された弁護側申請予定証拠の許容性に関する重要な争点。

勧告 3

- (a) 訴追側の証拠物または図表の出所、真実、正確性、許容性または保管の連続性につき弁護側が争わない場合は、その証拠は一応許容でき、正式の証明なく提出できる。

- (b) 訴追側により開示された専門家報告書の許容性につき弁護側が争わない場合は、この証拠は一応許容でき、正式の証明なく提出できる。

勧告2の理由として、調査によれば、訴追者による事前開示に関する職業上のガイドラインの遵守性は高いレベルにあるものの、常に完全ではないことが示唆されているため、委員会の意見として、不遵守に対する適切かつ実行可能な制裁による強化も含み、これらの義務が立法においてより正式に認識される必要があると判断されたためとされる。(報告書 3.97.3.98)

(3) 弁護側の事前開示について

勧告4

アリバイ証拠の事前告知期間は、州の最高裁および地裁で審理されるすべての正式起訴事件の場合、少なくとも公判開始三五日前にすべきである。

この勧告は、アリバイ告知の要求の期限を、正式起訴決定ではなく、被告人に弁護人が選任されている蓋然性のより高い、公判期日に結び付けたものである。(報告書 3.126)

勧告5

被告人は、以下の資料および情報につき、裁判所による他の命令がない限り、書面による事前開示が要求される。

(a) 現行法上のアリバイ証拠および精神障害による責任無能力の告知要件に加え、弁護側が起訴事実のいずれかの要素につき争うか否か。例えば、不慮の出来事、無意識的行為、強要、精神異常、酩酊、挑発、正当防衛、性的暴行事件においては、同意、訴追請求者が同意していたと信じるに足りる合理的理由、または被告人は疑われている性的暴行を構成する行為を行なわなかったこと、譲渡目的の所持事件においては、違法薬物は譲渡以外の目的で所持していたか否か、詐欺の故意が問題になるケースにおいては、権利の主張。

(b) 勧告5(a)に該当するか否かにかかわらず、公判裁判所の裁判官または公判前の訴訟指揮の職責を負う裁判官は、いかなる事件においてもいつでも弁護側に対して、起訴事実のいずれかの要素の否定によるか阻却事由の主張によるのか争点を明示し、かつ陪審に提示されるべき立論の事実的基礎を概括的な言葉で述べるにより、公判において主張を予定している立論の概略を開示するよう、命令できる。

(c) 公判において申請予定の弁護士専門家証人の全報告書。一般準則に従い、報告書には準備のために依拠した資料を明示しなければならない。

(d) 訴追側が専門家証人を開示した場合は、そのいずれかの部分と争うか否か、争う場合はどの点を争うのか。

(e) 訴追側専門家証人に対する反対尋問を求めるか否か、求める場合、その告知は合理的時間内に行わなければならない。

(f) 訴追側が監視証拠（電子的監視その他）を使用する場合は、厳格な証明を求めるか否か、求める場合は、どの程度の証明を求めるのか。

(g) 告知された訴追側申請証拠物につき、出所、真正または保管の継続性を争うか否か。

(h) 訴追側が使用または提出予定の録音反訳書につき、それらの正確性を承認するか否か、もし承認しないとすれば、どの点を争うか。

(i) 訴追側から図表の使用が告知された場合は、その許容性または正確性のいずれかを争うか否か。

(j) 性格証人の申請を予定する場合、その氏名および住所。この開示は、訴追者が性格承認の親戚関係を調べることを可能

にすることを目的としたものである。訴追者は裁判所の許可なく弁護士により開示された証人に直接または間接に接触することは許されない。

(k) 告知された訴追側申請予定証拠の許容性に関する争点。

(l) 正式起訴状の様式、起訴事実の可分性、分離公判または、いわゆる *Basha* 審査（参照 *R v Basha* (1989) 39 A Crim R 337; *R v Sandford* (1994) 33 NSWLR 172 at 180-181) の申請に関する争点。

弁護士事前開示の対象は、三つの範疇に分類できる。一つ目は、いわゆる「抗弁事由」と、厳密な意味では「抗弁事由」に該当しないが、これに類似する事実の主張である。二つ目は、「弁護士立論の概略」であり、これは、抗弁事由等の開示だけでは、その目的を達成するのに不適切または不十分である場合にのみ適用される。三つ目は複雑条項と呼ぶことのできるもので、専門家証拠や、しばしばその一部のみに関連性が見られ、争点となる複雑な資料を、効率的かつ公正に扱うための開示である。

報告書によれば、これらの弁護士開示義務は、すべての事件に適用されるのではなく、裁判所が適切な場合に開示義務を喚起す

ることができる、また当事者が適切な場合に法律上の開示命令を請求できるようにすることをねらいとする。(報告書 3.127)

訴追側の立論はしばしば、本当の争点が事前に開示されていた場合に予想されるものよりも、複雑かつ非効率的であるところ、委員会の勧告は、訴追側の証人や証拠の不必要な重複を避けるために争点を特定し、限定することにより、訴追側の立論の効率性を改善することに焦点があるとされる。(報告書 3.128)

勧告 6

(a) 弁護側の証拠物、録音反訳書または図表の出所、真正、正確性、許容性または保管の連続性につき訴追側が争わない場合は、その証拠は一応許容でき、正式の証明なく提出できる。

(b) 弁護側により開示された専門家報告書の許容性につき弁護側が争わない場合は、この証拠は一応許容でき、正式の証明なく提出できる。

(c) これらの要件を満たす開示は証拠の承認ではなく、予備尋問において必要な開示の懈怠の疑いまたは主張の変更の疑いから生じる、手続上の問題を決定する目的を除いては、裁判官の許可なく証拠に加えることは許されない。

勧告 7

適切な場合に、裁判所が勧告 2 および 5 で述べられた事前開示要件を喚起できるようにすべきである。当事者が、裁判所に対して勧告 5 (a) の遵守および 5 (b) による開示を命令するよう請求できるようにすべきである。

報告書は、裁量的に開示命令を行うかどうかは、公判のタイミングを含めて、被告人が保釈中か勾留中か、法律家による援助の十分性、予備審問手続における開示の程度を含めた警察および訴追側の開示の十分性、例えば海外の証人の利用可能性に依存している場合など、証拠の種類といった多くの要素に依存するだろうと述べている(報告書 3.138)。

また、勧告 5 (b) による開示を命令する前に、当該ケースにおいて勧告 5 (a) による開示では不十分であることを納得する必要があるとされる。(報告書 3.139)

勧告 8

提案の開示要件は、州最高裁判所および地方裁判所において適用されるべきことを勧告する。地区裁判所においては次の限定された開示要件を勧告する。

(a) 弁護側に申請予定のアリバイ証拠につき、事実審理の合理的時間前までに告知することを要求すべきである。より厳密な時間枠は治安判事の決定に従う。

(b) 治安判事は、当事者に対して専門家の報告書を交換するよう命令する権限を与えられるべきである。

勧告 9

裁判所に、勧告 2 および 5 で定めた開示要件を遵守するための時間を設定する権限を与えられるべきことを勧告する。

勧告 10

不開示または公判において不開示内容と異なる主張が行われた場合、裁判官に次の制裁を課す裁量を与えられるべきことを勧告する。

(a) 要件に従って不開示されなかった資料を許容しない裁量。

(b) 要件に従って不開示されなかった資料が相手方より提出され

オーストラリアにおける事前開示制度

ることにより、不当な不利益を被る当事者のために、公判の延期を認める裁量。

(c) 陪審公判の場合、陪審員に対して意見を述べ、または、適切な場合は公判裁判官によって課された条件の下で、法廷弁護士に意見を述べることを許可する裁量。

(d) 非陪審公判の場合、公判裁判官は、陪審員に認められているのと同じ方法で、開示要件を遵守しなかったことを考慮に加えることができる。

報告書によれば、陪審への意見は、挙証責任の転換や、必要な開示を行わなかったことが、被告人が有罪である、あるいはそう信じていることができることを示唆するものであつてはならないとされる。(報告書 3143)

また、公正の点から、裁判官は、事前手続の段階で、当事者が要求される開示の程度を明確に理解していたことを確信する必要があり、重要な懈怠や変更があり、陪審員に意見を述べることが正当化されることにつき、裁判官が積極的に納得しない限り、開示の不履行や示唆された主張の変更につき陪審員に意見を述べることを許してはならないとされる。(報告書 3145)

さらに、弁護側による事前開示義務の不遵守の場合に、どのように制裁に関する裁量を行わせるかを定めるにあたっては、被告人が公判の前ほどの程度、法律家の援助を受けたかを考慮すべきとされる。その他の考慮すべき要素としては、公判における訴訟側の立論が開示されたものとの相違の程度がある。例えば、訴訟側証人が以前の供述に忠実でなかったり、予期しない訴訟側証人が公判審理の途中で登場した場合は、個々の情況によっては、開示された弁護側の主張と異なることを理由に制裁を課すことが不公正であることは、十分にありうる。(報告書3147)

勸告11

裁判所は、弁護側に開示された資料のやり取り、使用および秘密性に関して命令を行う権限を与えられるべきである。

勸告12

一九八六年刑事手続法は、州最高裁判所および地方裁判所が、勸告された開示および他の犯罪との関係で適切に思われる類いの開示を要求する規則を制定することを許容する規定を挿入するよう、改正されるべきである。

勸告13

裁判官は、最終的に有罪とされた被告人に対する量刑の際、弁護側の開示義務の遵守を刑の減軽要素として考慮する裁量を与えられるべきである。

この勸告は、有罪答弁を独自の刑の減軽要素として考慮に加えてよいことは、既にNSW州の一九九九年刑事(量刑手続)法に規定されており、また長く確率されたコモンロー上の理解であるところ、委員会は、これと同じ功利的思考は被告人の公判における行動にも適用できると考えたことによる。協力を量刑上の有利な事情として考慮してよいが、協力しなかったことを刑の加重要素に加えることは許されないとされる。(報告書3152:3,153)

4 一九九九年マートインレポート

NSW州の二〇〇一年刑事手続改正法に影響を与えた連邦レベルの動きとして、一九九九年九月に公表された「マートインレポート」を無視できない。この報告書は、一九九九年三月二日に連邦法務総裁の下に設置された刑事公判手続に関する作業部会が、

諮問事項に対して行ったものである。サウスオーストラリア州最高裁判所判事の Brian Martin 氏が委員長を務めたことから、マートインレポートと呼ばれる。

作業部会は、複雑なホワイトカラー犯罪により刑事司法制度が直面している深刻な問題に対し、刑事司法の効率を向上させるための総合的な対策の検討を行うことを目的に、設置された。報告書では五六項目に及ぶ勧告が行われた。以下、特に証拠開示に関連する勧告および必要に応じてその解説を紹介する。

訴追側開示

- 一 訴追側の開示義務には法律上の基礎が付与されるべきである。
- 二 法律上の開示義務は、訴追者および捜査機関の両者に適用されるべきである。
- 三 法律上の開示義務に違反した捜査機関には、内部の懲戒による制裁があるべきである。
- 四 最初またはそれ以降に訴追事件に言及された際、開示要求が放棄されるのではない限り、予備審問手続前に開示が要求されるべきである。
- 五 開示義務の継続的性格が承認されるべきである。

オーストラリアにおける事前開示制度

六 開示義務は、連邦公訴局によって公表された方針に含まれている文言と同じ文言で表現することが可能であろう。

〈解説〉

訴追側の開示義務に関するガイドラインはすべての州および特別自治区の公訴局から公表されている。開示対象については各ガイドラインの間で少なからずの差異があるが、防御に関連するいかなる重要な証拠も弁護側に開示されるべきという、基礎にある命題は一致している。もっとも、この点につき法律実務家の間では捜査機関に対する懐疑ないし不信が存在するため、報告書では訴追側開示義務に法律上の基礎を与えることにより強化すべきことが勧告された。訴追側開示は訴追後、予備審問手続前に開始し、以降、開示義務が継続する。(報告書二五頁)

予備審問手続

- 七 予備審問において訴追側証人を取調べ、反対尋問を行う機会には、制限された範囲で維持されるべきである。
- 一二 予備審問の前に訴追側は裁判所および弁護側に対し、訴追側が依拠する行為、事実、事項および状況の概略を述べた立論

書(case statement)を提供すべきである。適切な場合は、立論書には、訴追側が被告人に対して行う立論方式も概略すべきである。

〈解説〉

いずれの法域でも、弁護側が予備審問において訴追側の主張を支える重要な証人に対して反対尋問を行うことを認めているが、他方ではほとんどの法域において、この権利は証人保護の観点から制限されている。こうした状況のもと、委員会では、中心的な訴追側証人に対する事前の反対尋問がしばしば早期事件の解決につながるという認識から、制限された形の訴追側証人に対する事前の反対尋問の機会を維持されるべきという点で意見が一致したとされる。(報告書一九頁)

予備審問にかけられた事件を早期に解決することが望ましいとすれば、被告人が自己に対する立論の範囲を完全に理解しておくことが不可欠であることから、予備審問の前に包括的な立論書の開示が求められた。訴追側立論の早期包括的開示は、犯罪者に可能な限り早期の有罪答弁を促す実践的かつ効果的なくみを伴うべきとされる。(報告書三二頁)

正式起訴後手続

二三 正式起訴後早期に行われる協議または準備審理の発想は、公判前手続の一部に含められること。

公判前手続

二四 公判裁判所が統括する必要的公判前制度が設けられるべきである。

二五 公判前制度を監督する特定の裁判官が任命されるべきである。

二六 訴追側は、公判開始の合理的期間前に、立論書を弁護側に提供し、かつ裁判所に提出することが要求されるべきである。

二七 訴追側は、最終立論書の準備後は、必要期日までに開示された証拠に対して証拠を追加することを許されるべきでない。

ただし、早期開示がなされなかった理由につき合理的説明が行われた場合、または、別途、司法の利益上の必要から、訴追側に証拠を提示することが許されるべき場合は、この限りではない。

二八 公判前の準備審理は必要である。

二九 訴追側は、最終立論書の提出および提供時に、事前承認告

知書を提出および提供することが要求されるべきである。

三〇 訴追側の最終立論書および事前承認告知書が提出および提供されるのに続いて、弁護側は以下の書類の提出および提供が要求されるべきである。

(i) 事前承認告知書に記載されている証拠のいずれにつき、証明なく許容されることに同意し、いずれにつき争うかを述べた告知書に対する回答書

(ii) 事前承認告知書に記載されている事項以外のことにつき、弁護側が承認または正式の証明による処理のいずれを希望するかの告知書

(iii) 以下のいずれかの抗弁事由に依拠した主張を行うか否かの告知書

- ・ 正当防衛
 - ・ 精神障害による責任無能力
 - ・ 無意識的行為
 - ・ 法律上の団体抗弁を含む権利の主張
 - ・ 強要 (原因を含む)
 - ・ 意思を無能力にする酩酊
- (iv) 公判で召喚予定の専門家証人の全報告書または供述証拠。

オーストラリアにおける事前開示制度

これらが入手されていない場合は、専門家証人から提供される予定の証拠の内容、証人の意見および当該意見の基礎となった行為、事実、事項および状況

(v) 以下の告知

・ 訴追側が監視証拠を使用する場合は、全証人を召喚する必要があるか否か、もしその必要がなければ、どの証人を要求するか。

・ 証拠物につき保管の連続性を争うか否か。
・ 録音反訳書につき、その正確性を承認するか否か、承認しない場合は、どの点を争うか。

・ 図表が使用される場合は、その許容性または正確性のいずれかを争うか否か。

三二 弁護側開示義務は継続すべきである。特に、弁護側が、最終立論書および事前承認告知書に対する回答後、通告した抗弁への依拠または専門家証人の召喚に関して異なる判断をした場合は、勧告三〇 (iii) および (iv) の定めるよう告知する義務があり、合理的に実施可能な早期に履行されるべきである。

三三 訴追側が義務に反し、または追加証拠の提出の許可を求めるときは、

(i) 裁判所は、公判期日の延期および付随的負担を課す権限が与えられるべきである。

(ii) 裁判所は、より直ちに、追加証拠との関連で、予備尋問を行う準備が図られるべきである。

(iii) 訴追側は、証拠提出の遅延につき合理的説明がなされ、または別途司法の利益上、訴追側に証拠の提出を許す必要がある場合にのみ、追加証拠の提出が正当化される。

三三 弁護側が完全に協力し、有罪となった場合は、弁護側には、公判裁判官の裁量の範囲内で、公判裁判所により特定された量の刑の減軽を受ける権利を与えられるべきである。

三四 弁護側が公判で依拠された特定の抗弁事由を明示することを拒否することにより、事前開示に協力しない場合は、弁護側から公判前手続の間に抗弁事由の特定をしなかったことに対する合理的説明が行われたとき、または別途、司法の利益上の必要があるときに限り、当該証拠の提出が許される。

三五 弁護側が特定の抗弁事由の明示を行わないことにより協力がなされなかった場合は、公判裁判官には、優先する司法の利益を考慮の上、訴追側証人への反対尋問を制限する権限が与えられるべきである。

三六 弁護側が有意義な形で協力せず、または部分的にしか協力せずに有罪となった場合は、量刑裁判官に刑の減軽幅を調整する権限が与えられるべきである。

三七 公判付託決定を受けた被告人には、弁護人および予備尋問担当治安判事を通じて、非協力により、そうでなければ認められるだろう刑の減軽の利益を失うかもしれないことにつき、十分な説明がなされなければならない。

三八 弁護人は、最初の準備期日に裁判官に勧告三七による助言が行われたことを通知するよう義務付けられるべきである。

三九 勧告三七の助言義務は職業規範に含まれるべきである。

〈解説〉

報告書は、裁判所の統括する必要的公判前制度の導入を勧告した。公判前制度として、事前協議と準備審理が想定されている。事前協議は公判付託決定後すぐに開始され、そこでは、訴追側が弁護側に対して(暫定的な)立論書を提供し、当事者間で答弁内容を含め様々な争点につき交渉が行われ、最終立論書が作成、提出される。最終立論書の提出後は、訴追側は原則として新たな証拠を追加することはできない。必要的準備審理は最終立論書の裁

判所への提出の前後を通じて行われ、ここでは、両当事者が主張を予定する法律または手続上の問題のうち、公判開始前に陪審員のいない場所で取り上げる必要のあるものが告知される。告知は、最終立論書の提出、提供時に、事前承認告知書を提出、提供することにより行うことを求めている。これに対して弁護側は、個別の抗弁事由や争わない点の特定が要求される。勧告は、アリバイおよび専門家証人に加えて、証拠の開示を要求するものではない。この点、訴追側の事前開示義務の範囲とは較差が認められている。公判前制度のために、指揮監督する能力を備えた特定の裁判官を任命することが求められている。(報告書四五頁〜四八頁)

さらに報告書は、公判前の義務の遵守を促し、不遵守を防止するための一連の勧告を行った。訴追側の義務の不遵守により公判の延期が必要になった場合は、訴追側に費用負担を課すことができる。追加証拠に対して陪審のいないところで予備尋問を行うことができない。被告人に対しては量刑上有利に扱うことを約束することで争点整理への協力を促している。さらに非協力に対しては、訴追側に対しても弁護側に対しても証拠排除や反対尋問の制限の制裁が予定されているが、この点は司法の利益が優先される。非協力の事実につき陪審員に意見を述べる制裁の導入については、

オーストラリアにおける事前開示制度

被告人への不利益推認を許容することになれば、挙証責任の原則と黙秘権に反しないかという問題が生じるため、非協力の事実から不利益推認を行う権限を陪審に与える改正が行われるのではない限り、そうした制裁の導入は勧告しないとされた。(報告書四九〜五二頁)

公判準備の質と適時性の向上

四〇 訴追側冒頭陳述後直ちに、公判裁判官は予め定められた形式の文言で、弁護側に対し、訴追側冒頭陳述に対する答弁を行い、争点を特定するよう、促さなければならない。

四一 弁護側が訴追側冒頭陳述に対する答弁を行わなかったことにつき、裁判官または訴追者により陪審員に対して説明ないし言及されるべきではない。

四二 通常、弁護側答弁の後直ちに、公判裁判官は、当初の公判において生起しそうな陪審員の検討対象となる争点を要約する目的で、陪審員に説示すべきである。

四三 訴追者が承認を求めた場合、または証拠を提出することに困難、遅延または出費が伴い、司法の利益を較量すれば正式の証明を省略することの方が望ましい場合に、公判裁判官が正式

の証明を省略できる権限を改善するための考慮がなされるべきである。

四四 ニューサウスウェールズ州一九〇〇年犯罪法四〇五A A 条に規定されている簡易形式の要約手続が採用されるべきである。

四五 すべての法域において専門家証拠の提供との関係で、連邦裁判所およびサウスオーストラリア州最高裁判所により公表されているような規則が採用されるべきである。

四六 以下の問題につき考慮がなされるべきである。

- (i) 公判裁判官に証人の主尋問および反対尋問ならびに弁護人の陳述に制限時間を課す権限を与えること。この領域については、今やイギリスおよびアメリカ合衆国において相当な経験が積まれている。
- (ii) 事実の合意書および証人の供述証拠のより大幅な使用。
- (iii) 証拠規則は海外で作られた証拠を含め、ビデオによる証拠作成を許容していることの確認。これとの関連で、連邦裁判所規則がどのようにすれば、証人、とりわけ宣誓による制裁なく供述した証人の信頼性につき適切な安全措置が機能していることを保証しながら、実務上の問題を解決できるかの例を提供している。

- (iv) 公判中の証拠摘要、開示および証拠の提供との関連での情報技術の利用。適切な場合は、公判における文書や証拠資料を管理するために、コンピューター技術の利用に向かう傾向が進んでいるが、裁判所、捜査機関、訴追側および弁護側のすべてが、公判前および公判中、電子的に資料にアクセスすることを確実にするために、共通の情報技術規格を利用することを確保することが重要であると考える。これには、ビクトリア州のパスファインダーレポートでなされている勧告に依りて、訴追側ファイルを検査機関、訴追者、弁護側および裁判所の間で電子的手段により移送するためのシステムが作り出されるべきことも含まれる。
- (v) 訴追者に正式起訴を加重にしないよう奨励すること。
- (vi) 弁護側が裁判官のみによる公判を選択することを可能にすること。この選択肢はサウスオーストラリア、ニューサウスウェールズおよびウエスタンオーストラリア州で存在する。連邦憲法八〇条は連邦犯罪との関連で裁判官のみによる公判を禁止している。地域社会は陪審員の勤めを通じてあらゆる刑事裁判に参加する権限が与えられるべきであり、ニューサウスウェールズ州やウエスタンオーストラリア

ア州の公訴局長が持つ裁判官のみによる公判を拒否する権限の意味につき調査検討する機会を持たなかつたけれども、委員会の見解としては、被告人の選択による裁判官のみによる公判の考え方は、注意深く検討する価値がある。

〈解説〉

公判前手続の目的は真に争いのある争点に公判審理を集中させることにあり、この目的を達成するために、公判裁判官が訴追側の冒頭陳述後直ちに弁護人にこれに対する答弁を行うよう促すことや、弁護側の答弁後直ちに、裁判官が当初の公判において生じしような争点を要約すべきことが勧告された。ただし、答弁すべきかどうかの判断は弁護側に委ねられており、答弁しないことに対して意見を述べることが禁止された。また、争点整理ができなるときや好ましくないときは、単に訴追側が立証すべき犯罪の要素の概観を陪審員に示すにとどめるのが適切なこともある。(報告書五七〜五八頁)

法文化の変化

五四 訴訟の公正かつ効率的な運営にとって、法律実務家がその

オーストラリアにおける事前開示制度

義務を遵守し、勤勉かつ迅速に行動することはきわめて重要である。

五五 ロースクールおよび法実務研修課程は、当事者主義制度の脈絡と枠組みの中で、これまでに説明してきた協力と義務遵守の態度を奨励すべきである。

五六 公判を真に争いのある特定の争点に限定し、一般的に裁判所が不必要に時間を費やすことのないよう物事を振舞うために、弁護士の義務を反映した職業規範があるべきである。

〈解説〉

刑事実務の当事者主義的、弾劾的性質は、弁護側にはあらゆる問題を争点として公判に持ち込み、すべての可能な主張を行う権限が与えられていると考える文化を育んできたが、近年では、訴訟を適宜かつ効率的に処理することの公共の利益により重点が置かれ始めており、迅速かつ効率的な訴訟運営のための弁護人の裁判所に対する義務を強調する判決も見られる。そうした背景の下、報告書は、法曹養成の中で当事者主義の文脈と枠組みの中で弁護人の協力的態度を養い、また職業規範に弁護士の争点整理義務を盛り込むべきことを求めた。(報告書六九〜七二頁)

(二)二〇〇一年刑事手続改正(事前開示)法の内容

法案は法務総裁から二〇〇〇年八月にNSW州議会に提出され、上院の委員会における修正案が下院で否決される局面もあったが、上院が法案を再検討し、削除した弁護側開示義務に関する二つの条文を再度挿入することに同意したため、二〇〇一年四月三日に両院を通過し、成立した。その主目的は、事案の複雑な事件において、当事者の申立てまたは職権による、裁判所の命令による事前開示制度を導入した点にある。以下、法律の内容およびNSW州公訴局長(Nicholas Cowdery QC)の解説を紹介したい。

1 捜査警察官による開示

一九八六年公訴局長法に一五A条が挿入された。

一五A条(公訴局長に対する開示義務)

(1) 正式起訴対象の被疑事件を捜査している警察官は、公訴局長に対して、捜査中に得られた、訴追側または被告人の主張

に役立つことを合理的に期待しうる、あらゆる関連情報、書類、その他の物を開示する義務がある。

(2) 開示義務は次のうちのいずれかひとつが生じるまで継続する。

(a) 公訴局長が被告人を被疑事件で訴追しないことを決定したとき。

(b) 訴追が公訴時効にかかったとき。

(c) 被告人が有罪または無罪の判決を受けたとき。

(3) 正式起訴対象の被疑事件を捜査している警察官は、本条による開示義務が継続する限り、そのような書類、その他の物を保管する義務がある。本項は書類、その他の物の保有に関するその他の法律上の義務に影響しない。

さらに、上記条文に加えて、情報、書類、その他の物の記録の仕方、警察が開示義務を遵守していることの保証を扱った規定が、法律と同時に制定された規則に盛り込まれている。

訴追側による事前開示制度は、警察から公訴局長への完全な開示がなければ、その義務を十分に果たすことができないことから、それまで公訴局長のガイドラインが定めていた警察の開示義務も

立法化されることになった。弁護側の開示義務違反に対する制裁のいくつかは、まず訴追側が事前開示要件を遵守することが条件とされており、この意味で、本法の事前開示制度は当該条項の基礎の上に初めて成り立ち得るといえることができる。

2 事前開示制度

一九八六年刑事手続法に、新たに第二章「事前開示—争点整理(case management)」(四七A条ないし四七P条)が挿入された。これにより、正式起訴後、裁判所が両当事者に対して事前開示を命じることが可能になった。

事前開示の要件

(1) 事前開示命令は複雑な刑事公判が予想される場合にのみ行える。その基準として次の三点が考慮されなければならない。

(参照、四七C条二項)

- (a) 予想される公判の長さ、および
 - (b) 公判に提出される証拠の種類、および
 - (c) 公判で生じることが予想される法律上の争点
- (2) 事前開示制度は、裁判所が事前開示命令を行った場合にのみ適用される。

オーストラリアにおける事前開示制度

み適用される。裁判所は、最初に複雑な刑事公判が予想される事件であるか否かを判断し、次に、開示命令を行うかどうかを決める裁量を有している。開示命令は当事者の申立てまたは職権により行うことができる。(参照、四七C条二項および三項)

(3) 事前開示制度は、正式起訴状が提出された後、地方裁判所または州最高裁判所の公判に対してのみ適用される。(参照、四七B条、四七A条一項)

(4) 事前開示命令は、被告人に法律実務家が付くことにつき裁判所が確信できる場合にのみ、行うことができる。(四七C条四項) 開示命令は裁判所の裁量であるから、裁判所は事前開示を手続の一定の局面に制限できる。(四七C条五項)

事前開示制度の性質および目的

事前開示制度は次の三段階から構成される。(参照、四七D条

一項)

- (a) 訴追側立論の事前開示
- (b) 訴追側立論に対する弁護側答弁の事前開示
- (c) 弁護側答弁に対する訴追側答弁の事前開示

それぞれの言葉の意味は法律で後述のとおり定義されている。

事前開示は、裁判所の設定した予定表に従い行われなければならない。(四七D条二項)

当該法律の開示義務は、前に紹介したコモロー、公訴局長ガイドライン、各法律家団体の職業規範上の開示義務と一致しない範囲において、優先する。(参照、四七P条五項)ただし、法律によって認められている開示義務の免責(例えば、法律実務家の特権、公共の利益による免責、性的暴行の被害者の特権)は、当該法律にかかわらず適用される。(参照、四七P条八項)

訴追側立論

四七E条は訴追側立論の告知内容に以下の八つを含めている。

- (a) 正式起訴状の写し
- (b) 訴追側立論の概略
- (c) 訴追者が公判に召喚予定の証人の供述証拠の写し
- (d) 訴追者が公判に提出予定の書類その他証拠物の写し
- (e) 訴追者が公判に召喚予定の専門家証人の事件に関連する報告書の写し
- (f) 訴追者が保有する、訴追側証人の信頼性または信用性に関

連する情報の写し

- (g) 警察官から訴追者に提供され、または別途訴追者が保有するに至った、訴追者または被告人の主張に関連する可能性があり、未だ別途、被告人に開示されていない、情報、書類その他の物の写し

- (h) 訴追者が保有する、被告人の評判または信用性を低下させる情報、書類その他の物の写し

告知は文書で行わなければならないが、告知書は被告人に手渡すか、またはそれを被告人の弁護人の事務所へ託し、郵便、ファクシミリ、もしくは弁護人の承諾があれば電子メールにより弁護人の事務所に送付することにより、送達できる。(参照、四七J条四項)

弁護側答弁

47F条は弁護側答弁の告知内容に以下の四つを含めている。

- (a) 被告人が公判において次のいずれかの論点についての証拠を提出する予定であるかどうかの告知
- (i) 精神異常
- (ii) 正当防衛
- (iii) 挑発

(iv) 偶然

(v) 強要

(vi) 権利の主張

(vii) 無意識的行為

(viii) 酩酊

(b) 弁護側が公判に召還予定の専門家証人による、使用予定報告書の写し

(c) 弁護側が公判に召還予定の性格証人の氏名および住所（ただし、訴追側が、裁判所の許可なく公判前に当該手続との関係で証人に質問しないことを了解した場合に限る。）

(d) 訴追側立論の告知書の中で取り上げられている個別事項に対する被告人の答弁

さらに、四七F条二項は、上記(d)の訴追側立論に対する弁護側答弁に含めるべき事項を次のように定める。

(a) 訴追者が専門家証拠を公判に提出する意図を開示した場合は、被告人がいずれかの専門家証拠を争うか否か、争う場合はどの証拠を争うかの告知

(b) 訴追者が電子的監視により得られた証拠を公判に提出する

オーストラリアにおける事前開示制度

意図を開示した場合は、被告人が訴追者に対して、その証拠を補強する証人の召喚を要求する予定か否か、要求する予定である場合はどの証人を要求するかの告知

(c) 訴追者により開示された申請予定証拠物の保管の連続性につき、被告人が何らかの点を争う予定か否かの告知

(d) 訴追者が反訳書を公判に提出する意図を開示した場合は、被告人がその反訳書の正確性を承認するか否か、承認しない場合は、反訳書のどの点を争うかの告知

(e) 訴追者により開示された申請予定の証拠書類その他証拠物の正確性または許容性を、被告人が争う予定か否かの告知

(f) その他の訴追者により開示された申請予定証拠の許容性を争う予定か否か、および異議の理由の告知

(g) 正式起訴状、公訴事実の可分性または分離公判に関して、被告人が争う予定の重要な争点の告知

告知は文書で行わなければならないが、告知書は訴追者に手渡すか、またはそれを訴追者の事務所に託し、郵便、ファクシミリ、もしくは訴追者の承諾があれば電子メールにより訴追者の事務所に送付することにより、送達できる。（参照、四七J条三項）

弁護側答弁に対する訴追側答弁

47G条は弁護側答弁に対する訴追側答弁の告知は次の六つのことを含まなければならないとする。

(a) 被告人が専門家証拠を公判に提出する意図を開示した場合、訴追者がその専門家証拠のいづれかを争うか否か、争う場合はいかなる点を争うかの告知

(b) 被告人が証拠物を公判に提出する意図を開示した場合は、訴追者がその証拠物の保管の連続性につき何らかの点を争う予定か否かの告知

(c) 被告人が証拠書類その他の証拠物を公判に提出する意図を開示した場合は、訴追者が証拠書類その他の証拠物の正確性または許容性を争う予定であるか否かの告知

(d) 被告人が開示したその他の申請予定証拠の許容性および異議申立ての基礎を、訴追者が争うことを申出るか否かの告知

(e) 訴追者が保有する、弁護側の主張に役立つと合理的に期待しうる、被告人に対して未開示の、情報、書類その他の物の写し

(f) 被告人に対して未開示の、訴追側立論の告知に含まれる必要がある情報、書類その他の物の写し

告知は書面で行わなければならない、訴追側立論の開示と同じ方法により、送達されなければならない。(参照、四七J条四項)

証拠物、供述証拠および身元の詳細

証拠物、証拠書類その他の物の写しを、訴追側または弁護側の告知書に含ませることが非現実的または不可能である場合は、写しの提供に変えて、相手方に閲覧のための合理的な機会を与えなければならない。(参照、四七K条)

訴追者は、刑事手続法二五条により求められている証拠摘要において既に提供されている内容については、告知書に含める必要はない。(参照、四七N条)

訴追者は、訴追側証人の住所および電話番号を、それが証拠の重要な一部を構成するか、または裁判所が開示を許容する命令を行うのでない限り、開示してはならない。(参照、四七L条一項)

もっとも、開示によって特定人の住所と判明しない住所については開示してよい(参照、同条四項)。開示されるべきでない住所や電話番号は、それが被告人に提供される前に供述証拠から削除できる。(参照、同条五項)

供述証拠は質問応答形式で提供することができる。またそれが

英語でない場合は翻訳書を添付しなければならない。(参照、四七M条)

適時性／継続性の要件

事前開示義務は被告人が有罪もしくはは無罪とされ、または訴追者が手続を終結させるまで継続する。開示後に新たに開示すべき情報が得られた場合は、その情報は可能な限り速やかに相手方に開示されなければならない。(参照、四七H条)

放棄

裁判所は、職権または当事者の申立てにより、事前開示要件のいずれかを放棄することを、適切な場合は条件付きで命令できる。(参照、四七一条)

免責の申請

既存の、法律専門職の特権、依頼者の法の特権、公共の利益による免責、性犯罪被害者の特権およびその他の法律上の特権は、書類、情報その他の物の開示に対しても適用される。(参照、四七P条六項)

オーストラリアにおける事前開示制度

被告人の承認

事前開示要件を遵守する目的で被告人自ら、または被告人のために行われた、何らかの問題に関する供述は、その問題に関する被告人の承認にはならない。(四七P条一項)

制裁

制裁は、訴追側および防御側のいずれが裁判所の事前開示条件に従って開示を行わなかった場合にも、適用できる。利用可能な制裁は次のとおりである。(参照、四七O条) なお、弁護側開示義務違反を理由とする証拠の排除や陪審員に対する意見の制裁は、訴追側が開示義務を遵守した場合にのみ許される。

(1) 証拠の排除

(2) 正式の証明の省略

一方の当事者が開示した証拠につき相手方が争う意図または正式の証明を求める意図を開示しなかった場合は、正式の証明なく証拠を提出させることができる。

(3) 公判期日の延期

一方の当事者が適法に開示しなかった証拠の提出を求めた場

合は、それが他の当事者の主張にとって不公正な不利益を及ぼしうるならば、裁判所は公判期日を延期することができる。

(4) 陪審員に対する意見

裁判官は、または訴追側もしくは弁護側は裁判所の許可を得て、相手当事者の事前開示義務違反につき、陪審員に意見を述べることができる。ただし、この意見は、弁護側の開示義務違反が、被告人の有罪または有罪の意識ゆえであることを示唆してはならない。

法務総裁による検証

二〇〇一年刑事手続改正法の六条は、この法律が施行されてから一八ヶ月後に、法務総裁が次の点につき、事前開示手続を検証し、その報告書を検証後一二カ月以内に議会に提出することを義務付けている。

(a) 当該手続が裁判所により活用されているか否か、

(b) 当該手続が複雑な事件における遅延を減少させたか否か、

および

(c) 当該手続に要した費用

任意の事前開示

法案の第一次案の段階では、複雑な事件以外における任意の事前開示に関する規定も多く盛り込まれていたが、成立した法案からは削除された。しかし、この法律は、ここで定められた義務以外に、被告人が任意に事前開示を行うことを排除するものではない。(参照、四七P条四項)。

アリバイ告知

一九八六年刑事手続法四八条によるアリバイ告知期間につき、公判付託決定後、「開廷表に記載される二二日前」までとする改正が行われた。

事前開示と量刑の関係

一九九九年刑事(量刑手続)法に次の内容の二二A条が挿入された。

(1) 裁判所は、被告人が公判のために事前開示を行った程度を考慮して、正式起訴により審理された犯罪者がさもなくば科されるであろう刑より軽い刑を科することができる。

(2) 本条により犯罪に科される刑は、当該犯罪の性質および状

況に對して不合理に輕いものであつてはならない。

3 要約

法律によれば、複雑な事件につき、その審理を円滑に進めるために必要がある場合に、請求または職権により裁判所が事前開示命令を出すことができるが、命令を行うか否かは、裁判所の裁量的判断による。

開示手続は、①訴追側立論の事前開示、②訴追側立論に対する弁護側答弁の事前開示、③弁護側答弁に対する訴追側答弁の事前開示の三段階からなる。訴追側は、原則として、訴追側立論やそれを支える証拠の信用性に影響する情報、弁護側の主張に役立ちうる情報の全面開示を義務付けられている。警察が必要な情報を公訴局に開示しなかったことにより、最終的に訴追側の開示義務が果たせなかった場合も、同様に、訴追側の開示義務違反となる。ただし、法律の定める開示義務の免責（例えば、法律実務家の特権、公共の利益による免責、性的暴行の被害者の特権）が認められている。

弁護側の場合、証拠自体の開示を義務付けられるのはアリバイ証拠と専門家証拠であり、基本的には争点開示義務にとどまる。

オーストラリアにおける事前開示制度

開示は、原則として証拠の写しを相手方に提供する方法で行われ、これが不可能ないし非現実的な場合にのみ閲覧の機会を与えることで足りる。

開示義務は、正式起訴状の提出後、手続終了まで継続する。開示義務違反に対する制裁は裁判所の裁量に任されている。また、弁護側に対する制裁は、訴追側が開示義務を果たした場合のみ課すことができる。

(三) 改正により予想される影響

1 訴追側への影響

二〇〇二年三月に出された二〇〇一年刑事手続改正（事前開示）法に関するNSW州公訴局の報告書（Research Fryer No64）によれば、その時点では、NSW州公訴局または連邦公訴局の取り扱った事件のいずれも、裁判所の事前開示命令の対象となつたものはないようだ。開示命令の対象となることが予想される事件としては、州最高裁に第一審の事物管轄がある謀殺・故殺等の事件、複雑な詐欺事件、共犯者が多く、長期の電子的監視を伴うような薬物事件、とりわけ連邦公訴局の管轄である、大規模な薬物の密輸入や複雑な企業詐欺などが上げられている。

重要な点としては、この法律によって、警察から公訴局への開示が、はじめて義務付けられたことから、警察から開示される資料の量が増加し、訴追者の被告人への開示義務を満たすための準備のための仕事量が増加することが予想されている。

2 弁護側への影響

NSW州では既に争点整理のために、弁護側と訴追側の間の協議を通じて、非公式の弁護側による任意の事前開示が行われて来たが、それは公判の時点で行われることが多く、また実効性も当事者の考え方や性格に依存していたようだ。今回の法律により、検察官ができるだけ早期に手続に関与することにより訴追側のより早期完全な開示が行われることが期待でき、それにより弁護側とのより充実した協議が行われるようになることが期待されている。

また、裁判所が裁量的に事前開示命令を行えるようになった結果、訴追側の立論が公判準備裁判官によりスクリーニングされることになることから、裁判官は訴追側の立論の強い点や弱い点や、おそらくは量刑幅についても、コメントする機会を提供されることになり、これが当事者間の訴追取引や事件の早期解決を促進す

ることが期待されている。

四 まとめ

複雑な事件の訴訟を促進するためには事前開示制度が不可欠であるという認識は、今回の日本における改革論議と共通している。事前開示は公判で取り上げるべき争点を整理することを目的とする限り、当事者双方に開示を義務付ける必要がある。

訴追側が負う開示義務の範囲は、機密情報(NSW州公訴局長ガイドライン付則Dを参照)や性犯罪被害者の保護等の必要から、例外的に不開示が認められるべきであるとしても、原則として、被告人に有利な情報も含めた、関連資料の全面開示である点に疑問は出されていない。すなわち、訴追側は弁護側の主張を待たなければ関連性を判断できない情報まで全て開示する義務を負うわけではないが、訴追側証拠の信頼性ないし信用性に影響を与える可能性のある情報や被告人の主張に関連性をもつ可能性のある情報を、戦術的に秘匿する余地はない。訴追者が関連性ありと判断できる証拠は、申請予定であるか否かにかかわらず、原則として

全て開示する義務を負っており、この意味において全面開示が原則といわれている。また、開示方法としては証拠方法の性質上それが不可能ないし非現実的な場合は閲覧の機会を与えれば足りる点を例外として、開示義務を負う側が資料のコピーを作成して提供しなければならぬ点も重要である。

訴追側は、事件や主張との関連性の有無にかかわらず、あらゆる手持資料を開示すべきという意味において、「全面証拠開示」を原則とするのは過度の負担といふべきだとしても、NSW州では、たとえ関連性を明確に肯定できなくても、関連性を持つ可能性があれば、開示義務が肯定されている点に注目すべきである。

他方、弁護側の開示義務は、アリバイ証拠や専門家証拠を例外として、主張および争点の開示義務にとどまる。また、弁護側の開示義務は訴追側が開示義務を果たした後に生じるのであり、同時に発生する義務ではない。

オーストラリアでは訴追側が開示義務を果たす前提として、捜査機関に対して捜査において得られた情報の公訴局への開示を義務付けることが重視されている。オーストラリアの場合、公訴局は捜査権限を持たないだけに、捜査機関に公訴局に対する捜査情報の開示を義務付けることが重要になる。日本の場合、検察官は

オーストラリアにおける事前開示制度

警察から捜査を引継ぐ立場にあるため、証拠や捜査記録は当然に警察から検察庁に送付されるが、事件に関する重要な情報が遺漏するおそれは残るため、オーストラリアと同様の考慮は必要であろう。

最後に、二〇〇一年法では、開示義務違反に対する制裁規定が導入されたが、制裁は裁量的であり、かつ被告人の黙秘権と矛盾しないよう配慮がなされていること（不開示事実からの有罪推認の禁止）も重要である。

〈付記〉

オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の調査および資料収集にあたっては、NSW州公訴局のNicholas Cowdery局長はじめ六人のスタッフの方々、シドニー大学法学部Mark Findlay教授、Carl Channon Chambers公設弁護人事務所の副上級公設弁護人Chris Craigie氏、公設弁護人Christina Loukas氏らに大変お世話になった。この場をお借りして改めて謝意を表したい。